

行政書士 あわじ

令和元年9月号



(淡路島最高峰諭鶴羽山山頂)



兵庫県行政書士会 淡路支部

ごあいさつ

兵庫県行政書士会淡路支部のみなさまにおかれましては、毎月の淡路県民局での「市民無料相談」や災害時の被災者支援に関する地元自治体との協定など、地域で大きな役割を担っていただいておりますことに心から感謝申し上げます。

淡路島はいま、急激に高齢化と人口減少が進んでおり、兵庫県内で最も高齢化率の高い地域となっています。島の人口は13万人を切り、それに伴い、空家の利活用や老朽空家の撤去が課題になっています。今後、空家の賃貸契約や遺言・相続手続、高齢者等の後見契約のニーズが増加していくものと考えられます。また、入管法改正により、淡路島においても外国人労働者が増加していくと考えられます。住民の生活や財産管理、産業育成など様々な分野で、法手続の専門家である行政書士の皆さんのが役割はますます大きくなっていくと言えるでしょう。

さて、いよいよ9月20日から、ラグビーワールドカップ2019日本大会が開催されます。淡路島は公認キャンプ地となっており、滞在チームが最高のパフォーマンスを発揮できるよう淡路島全体で盛り上げていきましょう。

そして、2020年に東京オリンピック・パラリンピック、2021年にワールドマスターズゲームズ2021関西と大きなスポーツイベントが続きます。さらに、2025年には、大阪万博を迎える世界から日本が、そして関西が大きく注目を集めます。

こうした中、淡路島では、淡路花博20周年記念として、来年の秋と再来年の春の2シーズンにわたり「花みどりフェア」が開催されます。淡路島にも大きな関心が集まり、国内外から多くのみなさまをお迎えできるものと期待しています。

県民局におきましても、はじまりの島としての「歴史・文化」、1300年の昔から御食国とされた「食」、世界遺産登録を目指す鳴門海峡の渦潮をはじめとする「豊かな自然」など、淡路島の強みに一層の磨きをかけ、世界中にその魅力を発信してまいりますので、引き続き、格別のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。



兵庫県淡路県民局長

高見 隆

ごあいさつ



淡路支部長
瀧岡 光子

この度、淡路支部定期総会におきまして支部長に就任いたしました瀧岡と申します。どうぞよろしくお願い申し上げます。

私は、本会広報部で行政ひょうご（官公署窓口訪問インタビュー記事）や、新聞広告・パンフレット・ユキマサ君のグッズ作成、ラジオCM等を担当させていただきました。

の中でも29年度に、市民の皆さまに行政書士を知って頂くため、本会初めてのCM収録を神戸市中央区のラジオ関西にて行いました。そのときのキャッチフレーズが、「行政書士に聞いてみよう！！」でした。最後の20秒バージョンは、「実家の相続の事やけど、誰に聞いたらえんやろ？それやったら、まずは行政書士さん聞いてみたら？（ピンポン）あ～、ええ話仰山聞けたわ。あんたも今のうちに遺言書書いてな。え～。」この声が、地域の皆さまに少しでも届いてました幸いです。

当支部では、淡路県民局において毎月無料相談を開催しております。また、県民局等の窓口に行政書士パンフレットや行政書士あわじ（会員名簿）を年間を通して設置をしております。行政書士の業務の種類は、一万種類とも言われておりますが、パンフレットを参考に見て頂きまして、行政書士に聞いてみよう！！と気軽に声がけ頂ければ、大変嬉しく思います。

市民の皆さまへの情報発信と会員の情報共有として、支部ホームページやFacebookを作成しておりますので、閲覧ご利用をよろしく御願いいたします。

県内一高齢化の進む淡路島、市民の皆さまに行政との架け橋として、頼れる行政書士となるため研修等に重点を置き、これから2年間支部運営に全力を尽くしてまいりますので、皆さまのご支援とご協力をどうぞよろしくお願い申し上げます。



トピックス

淡路支部第2回研修会の報告

平成31年2月16日、国民宿舎慶野松原荘にて、淡路支部の第2回研修会が開催されました。その内容について、少しご紹介します。

研修会は、国際専門部会の宮本健吾委員長を講師としてお招きし、「はじめてみませんか、国際業務！！」と題し、国際業務の経験がない会員向けにご講義いただきました。

講義では、まず、外国人が日本に適法に在留するための在留資格の説明があり、さらに、外国人が日本で働くためにはどのような在留資格が必要であるか在留資格の違いなどについて説明がありました。その在留資格関係の申請書類を外国人等に代わって提出する入管業務については、専門性が高く、定型作業ではないという特徴があると説明がありました。入国管理局から案内されている書類を提出する定型作業だけでは、不許可になってしまうことがあります、定型作業に+αした部分が重要とのことでした。

また、日本の戸籍制度とは異なる外国の身分登録の仕組みや日本の法律と外国の法律の適用に関して定められた「法の適用に関する通則法」について、日本人と中国人との結婚を例に説明がありました。さらに帰化許可申請について、その要件や日本人として戸籍に記載される身分事項等の聞き取りが必要である等の業務を行うにあたっての注意点について、説明がありました。

私は、国際業務に取り組むにあたっては、外国语が堪能である必要があると思い込んでいたのですが、そうでなくとも国際業務に取り組むことはできるという説明があったのが印象的でした。



この研修会の後、講師の宮本健吾先生を交えて、懇親会を行い、料理に舌鼓を打ち、話に花が咲きました。その後、8名が国民宿舎慶野松原荘にて宿泊し、うずしお温泉を楽しみました。

淡路支部においては、国際業務に取り組む会員は少数だと思われますので、この研修をきっかけに積極的に取り組む会員が現れることを期待したいです。

(淡路支部研修担当理事 船越健司)

公式Facebookページを開設

兵庫県行政書士会淡路支部の公式Facebookページを開設しました。
行政書士の仕事に関することや、淡路島民の方へのお役立ち情報について情報発信しています。

ページ 愛信箱 お知らせ インサイト 発表ツール 広告セ... その他 ▾ 設定 ヘルプ ▾

兵庫県行政書士会
淡路支部
@awaji.hyogokai

ホーム 接続

いいね！ 順番 フォロー中 シェア ... メッセージを送信

[f https://www.facebook.com/awaji.hyogokai/](https://www.facebook.com/awaji.hyogokai/)

○市民無料相談

私たち行政書士は、毎月淡路県民局県民相談室で、市民無料相談を行っています。



開催日

- 令和元年 11月 11日(月)
- 令和元年 12月 9日(月)
- 令和2年 1月 14日(火)
- 令和2年 2月 10日(月)
- 令和2年 3月 9日(月)

開催場所

洲本市塩屋二丁目 4番 5号
兵庫県淡路県民局 3階相談室

ご相談申込先

☎ 0799-42-5968
(市民相談担当 宮崎宏明)

○法の日無料相談会

10月1日は、法の日です。

私たち行政書士は、司法書士会、土地家屋調査士会と合同で、毎年10月に淡路島内三市において無料相談会を行っています。

開催日	開催時間	開催場所
令和元年10月8日(火)	9:00~12:00 (受付は11:30まで)	洲本市役所本庁舎 4階会議室
		淡路市役所 2号館 3階大会議室
		南あわじ市役所第2別館 3階多目的ホール



お気軽に
ご相談ください！

ご相談申込先

☎ 0799-20-4647
(法の日無料相談担当 宮崎正行)

会社経営者や個人事業主の皆さんへ



私たち行政書士は、企業を運営していくうえで必須となる書類（契約書や議事録等）や、許認可に関する書類（許可申請書や変更届等）の作成をする専門家です。

また、書類を官公署（市区町村や都道府県、警察署、各中央省庁等）に提出する手続について代理することができます。

さらに、近年では、知的財産権に関する相談業務や、補助金等の中小企業支援制度の申請サポートなど、中小企業のコンサルタントとして活躍する行政書士も増えています。

経営者と行政をつなぐパイプ役として、行政書士の業務分野は、日々拡大を続けています。

会社を立ち上げたい

行政書士は、株式会社、NPO法人、医療法人、社会福祉法人、学校法人、組合等といった**法人の設立手続**とその代理（登記申請手続を除く）を行います。

また、電子定款の作成代理業務ができる行政書士に定款作成を依頼すれば、定款の印紙代が不要となるなど、費用面でも様々なメリットが生まれます。

なお、法人の中には、NPO法人や医療法人等、設立前に市町村や都道府県の認証・認可手続が必要となるものや、外国会社のように領事認証や在留資格認定申請が必要となるものがあります。行政書士は、そのような申請手続はもちろん、設立後の各種変更手続についても、総合的にサポートします。

運営について相談したい

行政書士は法人の設立だけでなく、設立後の運営に関してもサポートしています。

行政書士業務は、企業の事業活動全般について助言、提案を行う、いわゆるコンサルティング業務の一面向を有しています。経営者の良きパートナーとしても活用していただけます。

行政書士が行う主な**中小企業支援**には、次のようなものがあります。

- 事業計画支援
- 事業承継・事業引継ぎ支援
- 企業再生支援
- 経営革新支援、地域資源活用支援
- 農業経営改善支援、農商工連携支援
- ソーシャルビジネス、コミュニティビジネス支援
- エコアクション21認証・登録支援
- プライバシーマーク認証・登録支援 など

それぞれの分野について専門としている行政書士があり、活躍の場を広げています。

契約書を作つてほしい

会社を運営していると、様々な取引を行う場面があります。その際、多くの場合に契約書を取り交わす必要があります。

行政書士は、これら契約書の作成を行い、将来発生しうる**法的なトラブルの予防**のためのサポートを行います。



建 設業の許可をとりたい

一定規模以上の工事を請負う建設業を営む場合は、都道府県知事、または国土交通大臣の許可が必要です。

行政書士は、建設業許可の要否や、許可条件を満たしているか否かを調査・判断し、必要な書類の作成及び代理申請を行います。

また、**公共事業の入札に参加**するには、経営事項審査申請や、入札参加資格登録の申請等、煩雑な手続が必要となります。それらの手続についても、代理することができます。

数ある行政書士の許認可の申請業務の中でも、**建設業許可申請**は、今も昔も、行政書士の代表的な業務の一つです。



福 祉事業を始めたい

有料老人ホームや、障がい者向け就労支援事業などの**福祉サービス事業**を始めるにあたり、各自治体では、様々な基準が設かれています。

行政書士は、これらの基準をクリアするために必要な書類作成や手続を代理します。

会 計記帳をお願いしたい

事業の経営状況を把握するためには、きちんと**会計記帳**が必要です。しかし、毎日記帳を行うのは大変なことです。

行政書士は、これら記帳業務をはじめ、**決算書**、**財務諸表**などの作成を行います（税務申告業務は除く）。行政書士に依頼することで、記帳業務に追われることなく、本来の業務に専念することができます。

運 送業を始めたい

トラック等を使う**貨物運送業**や**タクシー事業**（**旅客運送業**）を始めるには、運輸局の許可が必要ですが、それには様々な要件があるだけでなく、多くの複雑な申請書を作成し担当窓口へ提出しなければなりません。行政書士は運送事業の申請代理を行うほか、開業にあたってのアドバイスやサポートまで行います。



許 可申請をお願いしたい

企業の事業内容によっては、都道府県や市町村等、**行政の許可や認可が必要**な場合があります。

許認可の種類には、次のようなものがあります。

〔廃棄物に関する許認可〕

- 産業廃棄物処分業・収集運搬業許可
- 一般廃棄物処分業・収集運搬業許可
- 自動車リサイクル法に基づく解体業・破碎業許可 など



〔不動産に関する許認可〕

- 宅地建物取引業免許
- 建築士事務所登録
- 解体工事業登録 など

〔リサイクルに関する許認可〕

- 古物営業許可
- 金属くず商許可 など

これらは、数ある許認可のうちの一部に過ぎません。行政書士が扱うことのできる許認可に関する書類は、一万種類を超えると言われています。

官公署に提出する申請書類の作成を業として行うのは行政書士だけです。

著 作権について相談したい

著作権は作品(絵や文章など)を創作した時点で自動的に発生しますが、著作権を移転する場合の取引の安全性を確保したい、あるいは著作権に関する権利関係を公示したい場合は、文化庁による**著作権の登録制度**を利用することができます。

行政書士は、文化庁への登録申請業務を行います。また、著作権契約その他著作権に関する相談を受け付けています。

外 国人を雇用したい

外国人を雇い入れるには、入国管理局への申請手続が必要となる場合があります。

入国管理局への手続は、原則として、外国人もしくは法定代理人が自ら入国管理局に出頭しなければなりません。しかし、一定の研修を受けた行政書士で、外国人等に代わって入国管理局で申請書等を提出することが認められた行政書士である**「申請取次行政書士」**に依頼すれば、**申請人は入国管理局への出頭が免除される**ので、仕事や学業に専念することが可能です。専門知識を有する申請取次行政書士が申請人の在留及び適切な雇用をサポートいたします。

民 泊や旅館業を始めたい

民泊や旅館業を開業するには、営業開始前に保健所に必要書類を提出し、その施設が基準を満たしているかどうかの確認を受けたのち、**営業許可申請や届け出等**の手続が必要になります。

また、クラブや社交飲食店、麻雀店やゲームセンターなどを開業するのにも、営業開始前に警察署への**風俗営業許可申請**等の手続が必要になります。

行政書士は、実現したい店舗の形態に合わせて必要となる書類を作成し、代理申請を行います。

知 的資産経営について相談したい

「**知的資産経営**」とは、企業の经营理念、人材、技術力、ノウハウ、組織力、顧客とのネットワーク、ブランド等といった、**財務データには表れない資産**

(**知的資産**)のうち、自社の競争力の源泉となっているものを見える化=魅せる化することにより、ステークホルダー(顧客・取引先・金融機関等)からの支持や評価を得て、事業の発展に役立てる経営のことをいいます。

知的資産経営の成果をまとめた「**知的資産経営報告書**」を作成し、開示・公表することは、経済産業省により推奨されています。

行政書士は、これら知的資産経営導入と知的資産経営報告書の作成をサポートします。



補 助金制度を活用したい

国や地方自治体には、中小企業・小規模事業者向けの各種補助金制度が用意されています。

近年、これら補助金制度に関するアドバイザーとしての役割を担う行政書士も増えており、**発展や持続化を目指す中小企業・小規模事業者のサポート**を行っています。



兵庫県行政書士会の
ホームページもみてね!

行政書士に聞いてみよう!!

市民の皆さんへ



法律を専門とする国家資格者の中でも、特にはば広い業務をこなし、皆さまの暮らしに密着した法務サービスを提供するのが、私たち行政書士です。官公署に提出する書類だけでなく、法律上の権利に関わる書類や事実を証明するための書類を作成し、またそのための相談もお受けします。

「まごころ」を花言葉に持つコスモスが、行政書士のシンボルです。私たちは、皆さまの暮らしの中で起こる様々な法律上の「困りごと」の解決を、まごころをもって、お手伝いいたします。

遺言書を作りたい

遺言書には本人が自ら手書きで作成する「自筆証書遺言」と公証人が作成する「公正証書遺言」、遺言内容を秘密にする「秘密証書遺言」があります。遺言書には法律で決められた効力があり、遺留分減殺請求権など相続人の権利も配慮して作成すべき場合があります。行政書士は、依頼に基づき、公正証書遺言の原案作成、証人の就任等によって遺言者の支援を行います。

相続について知りたい

財産相続では、遺言書がないときは、原則として相続人全員が書類により合意した文書に基づき、手續が進められます。行政書士は、依頼に基づき、遺産分割協議書・財産目録・相続関係説明図といった必要書類を作成し、またそのために必要となる様々な調査も行います。(不動産登記関係書類、税務関係書類、法的紛争が発生している場合の書類を除きます)

国際結婚をしたい

外国人が日本人や永住者と結婚し、適法に日本で在留する為には、婚姻手続に加えて、「日本人の配偶者等」や「永住者の配偶者等」の在留資格が必要となります。このように、外国人が日本国内において在留を希望する場合、活動内容もしくは身分関係によって在留資格が必要で、様々な種類の資格とそれに応じた要件があります。

行政書士は、外国人の在留やその他日本で適法に活動するために必要な申請手続について、お手伝いいたします。なお、入国管理局への取次は、申請取次行政書士が行います。

本国籍をとりたい 日本で永住したい

外国人が日本国籍を取得するには、「帰化許可申請」が必要です。帰化許可申請には、一定の要件を満たしていることが必要で、在留資格や家族構成、就業状況等により、必要な証明書類や作成書類が異なります。また、日本で永住を希望する場合には、入国管理局で永住許可申請をしますが、この申請でも在留資格や在留状況等によって異なる様々な要件があり、それに応じた証明書類や作成書類が必要です。行政書士は、国籍や永住に関する事、また、涉外手続（国際結婚や離婚、相続、養子縁組等）について、専門知識で外国人の方のお手伝いをいたします。



住まなくなった 家 を貸したい

不動産の賃貸借については、借地借家法等によって当事者が守るべき事柄が定められています。また、大きな財産である土地や建物を他人に貸そうとするときは、トラブルを予防するためにも、書面による契約を結びたいものです。

行政書士は、契約書類を作成して法的トラブル防止のお手伝いをするほか、トラブルを解決したときに取り交わす協議書や示談書等の書類の作成も行います。

自動車の車庫証明をしたい

車を買ったり、引越ししたり、車の所有者が変わったりして、自動車の新規登録や住所変更、名義変更の申請をする時に自動車保管場所証明書（車庫証明）の申請をする必要があります。解体などで廃車にする場合も抹消登録の手続が必要です。

行政書士は、このような自動車登録に関する申請や車庫証明、その他自動車に関する申請手続を行います。

こんなことでお悩みの方、ADRを利用してみませんか？

子どもが自転車に乗って…

お店の看板にぶつかってしまい、弁償を求められました。



借りていた部屋の…

敷金返還のことでの大家さんともめています。



うちのワンコがお隣の…

飼い犬にかまれたので、治療代を払ってほしいんです。



日本で働いていますが…

上司に私の国の慣習を理解してもらえません。



ADR（裁判外紛争解決手続）は、当事者自身の話し合いを第三者がサポートする、裁判に頼らないトラブル解決の「助っ人」です。

行政書士ADRセンター兵庫では、兵庫県内で起こった4つの分野について、トラブル解決のお手伝いをいたします。

- ①自転車事故に関する紛争
- ②愛護動物（ペットその他の動物）に関する紛争

- ③居住用賃貸物件に関する敷金返還
または原状回復に関する紛争
- ④外国人の職場環境・教育環境に関する紛争

お問い合わせ 行政書士ADRセンター兵庫（法務大臣認証番号：第111号）電話：078-371-8823

困ったら
まずは相談してね！

困ったときは、お近くの行政書士にご相談ください。
身近に行政書士がない場合は、兵庫県行政書士会の事務局へ
お気軽にお電話ください。（電話：078-371-6361）



兵庫県行政書士会淡路支部会員名簿

(令和元年 7月 31 日現在)

	氏名	事務所所在地		電話番号	FAX番号
淡 路 市	いしがみ 石 上 昭	あきら 〒656-2131	淡路市志筑 386 番地 3	0799-62-1581	0799-62-3665
	いづつ 井 筒 好 信	よしのぶ 〒656-2132	淡路市志筑新島 6 番地 22	0799-62-4681	0799-62-4476
	いわい 岩 井 威	たけし 〒656-1501	淡路市尾崎 846 番地 4	0799-85-1765	0799-85-1765
	かわばた 川 端 英 雄	ひでお 〒656-2131	淡路市志筑 3111 番地 67	0799-62-3206	0799-62-5290
	きたの 北 野 哲 也	てつや 〒656-2223	淡路市生穂 1718 番地 3	090-6965-2823	0799-64-0623
	くらもと 倉 本 光 夫	みつお 〒656-1511	淡路市郡家 1328 番地 9	0799-70-4081	0799-70-4081
	こたに 小 谷 五 治	いつじ 〒656-1724	淡路市野島平林98 番地	0799-70-4565	0799-70-4565
	さん の 三 野 陽 生	はるお 〒656-1711	淡路市富島 1146 番地	0799-82-2279	0799-82-2279
	たかた 高 田 明	あきら 〒656-1521	淡路市多賀 472 番地 4	0799-85-0835	0799-85-0835
	たかたに 高 谷 美喜子	みきこ 〒656-2212	淡路市佐野 1334 番地 1	090-3873-0725	0742-35-6637
	ただ 多 田 耕 造	こうぞう 〒656-2322	淡路市白山 279 番地	0799-74-3422	0799-74-3422
	たむら 田 村 伊久男	いくお 〒656-1602	淡路市育波 276 番地 40	0799-84-1988	0799-84-1988
	どうまん 道 満 保 秀	やすひで 〒656-2131	淡路市志筑 2649 番地 5	0799-62-4035	0799-62-5252
	どひ 土 肥 勝	まさる 〒656-1721	淡路市野島薹浦 382 番地	0799-82-0526	0799-82-0526
	はまぐち 濱 口 雄 裕	たけひろ 〒656-2131	淡路市志筑 1392 番地 1 岡野ビル 2 階	0799-62-5829	0799-62-5899
	はやし 林 栄 二	えいじ 〒656-1541	淡路市柳澤甲 7 番地	080-6116-3409	-
	ふくだ 福 田 龍 哉	たつや 〒656-2144	淡路市下司 1218 番地 4	0799-70-7263	0799-70-7264
	ふだば 札 場 敬 良	たかろう 〒656-2334	淡路市釜口 627 番地 4	0799-74-6048	0799-74-2877
	やまぐち 山 口 昌 志	まさし 〒656-2401	淡路市岩屋 524 番地 2	0799-72-5230	0799-72-5240
洲 本 市	いまだ 今 田 忠 一	ちゅういち 〒656-0053	洲本市上物部 452 番地	0799-22-4999	0799-26-2618
	おおすみ 大 住 勝 宏	かつひろ 〒656-0101	洲本市納 321 番地 8	0799-22-2304	0799-22-2309
	さとう 佐 藤 一 之	かずゆき 〒656-0014	洲本市桑間 192 番地 崎野ハイツ 302 号	0799-22-3202	0799-22-1266
	たきおか 瀧 岡 光 子	みつこ 〒656-1311	洲本市五色町鮎原葛尾 147 番地	0799-32-1641	0799-32-1621
	たにもり 谷 守 弘 一	こういち 〒656-0012	洲本市宇山 1 丁目 1 番 20 号	0799-24-3110	0799-24-1844

	氏名	事務所所在地		電話番号	FAX番号
洲本市	寺岡 克己	〒656-0012	洲本市宇山3丁目8番19号	0799-22-3031	0799-22-3037
	土井 久美子	〒656-2541	洲本市由良町4丁目2番22号	080-9978-7493	-
	中村 豪	〒656-0021	洲本市塩屋2丁目6番17号 洲浜ビル2階	0799-23-1770	0799-23-1770
	中村 英之	〒656-0055	洲本市大野894番地1	0799-26-0153	0799-26-0653
	東山 勝彦	〒656-0025	洲本市本町1丁目6番28号	0799-22-1174	-
	樋口 正一	〒656-0012	洲本市宇山1丁目2番24号	0799-22-2874	0799-24-3779
	廣瀬 政行	〒656-1301	洲本市五色町都志382番地1 五色センタープラザ1階	0799-33-0217	0799-33-0007
	深堀 克己	〒656-0024	洲本市山手1丁目2番16号	0799-22-9405	0799-22-9445
	福本 宣子	〒656-0021	洲本市塩屋2丁目4番12号	0799-22-9302	0799-23-1341
	船越 健司	〒656-0025	洲本市本町5丁目4番25号 第2大富ビル202号	0799-23-0086	0799-23-0087
	松下 明	〒656-1344	洲本市五色町鳥飼浦724番地	0799-34-0832	0799-34-0834
	都 博志	〒656-2541	洲本市由良2丁目1番1号	0799-27-0766	0799-27-0766
	森高 英二	〒656-0013	洲本市下加茂1丁目2番26号	0799-25-6185	0799-25-6188
	山本 弘	〒656-0025	洲本市本町3丁目3番14号	0799-25-2626	0799-20-7699
南あわじ市	奥野 一喜	〒656-0424	南あわじ市榎列西川172番地	0799-42-5355	0799-42-1971
	里深 嘉胤	〒656-0474	南あわじ市市市227番地9	0799-42-6666	0799-42-4800
	庄田 忠夫	〒656-0521	南あわじ市潮美台1丁目24番地8	0799-52-3678	0799-52-3688
	泰地 昭男	〒656-0511	南あわじ市賀集八幡南186番地4	0799-52-3711	0799-52-3712
	土井 恵一朗	〒656-0511	南あわじ市賀集八幡144番地4 稻先マンション1階	0799-53-1771	0799-53-1994
	濱口 とおる	〒656-0425	南あわじ市榎列小榎列199番地1	0799-42-6373	0799-42-3727
	廣地 幹人	〒656-0122	南あわじ市広田広田486番地	0799-45-1450	0799-45-1490
	三木 秋穂	〒656-0341	南あわじ市津井1711番地	0799-38-0960	050-3153-2597
	宮崎 宏明	〒656-0436	南あわじ市八木新庄77番地	0799-42-5968	0799-20-4958
	宮崎 正行	〒656-0122	南あわじ市広田広田143番地5	0799-20-4647	0799-20-4648
	安田 知孝	〒656-0455	南あわじ市神代國衙1300番地1 三栄ビル203	0799-43-3115	0799-43-3116

行政書士倫理綱領

行政書士は、国民と行政とのきずなとして、国民の生活向上と社会の繁栄進歩に貢献することを使命とする。

1. 行政書士は、使命に徹し、名誉を守り、国民の信頼に応える。
2. 行政書士は、国民の権利を擁護するとともに義務の履行に寄与する。
3. 行政書士は、法令会則を守り、業務に精通し、公正誠実に職務を行う。
4. 行政書士は、人格を磨き、良識と教養の陶冶を心がける。
5. 行政書士は、相互の融和をはかり、信義に反してはならない。



令和元年度兵庫県行政書士会淡路支部および兵庫県行政書士会(本会)役職

支部長	副支部長	副支部長	理事会計	理事総務	理事研修	理事企画	理事業務
瀧岡光子	都博志	大住勝宏	大住勝宏	川端英雄	船越健司	宮崎正行	宮崎宏明
理事会員	理事非行政	理事綱紀	理事福祉	理事幹事	理事幹事	監事	監事
三木秋穂	濱口雄裕	山口昌志	樋口正一	安田知孝	北野哲也	奥野一喜	土井恵一朗
相談役・本会理事	相談役	相談役・本会副会長	本会綱紀委員	本会選挙管理委員	本会通信員	本会HP担当委員	
泰地昭男	今田忠一	井筒好信	山口昌志	宮崎正行	三木秋穂	宮崎宏明	

「行政書士あわじ」令和元年9月号

■ 発行人 / 瀧岡 光子

■ 編集委員 / 三木 秋穂

■ 発行者 / 兵庫県行政書士会 淡路支部

〒656-1311 洲本市五色町鮎原葛尾147番地
TEL:0799-32-1641 FAX:0799-32-1621



兵庫県行政書士会 淡路支部

<http://awaji.hyogokai.or.jp/>

兵庫県行政書士会 淡路支部

検索

